

議事録

審議会等名	つくばみらい市特別職報酬等審議会
開催日	令和5年8月24日（木曜日）
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎3階 会議室
出席者	出席委員 秋田委員、間根山（清）委員、高木委員、根本委員、 間根山（知）委員、飯塚委員 欠席委員 山野井委員 事務局 古谷総務部長、杉田総務課長、坂本総務課長補佐、 沖田総務課主査、鈴木総務課主幹 大澤みらいこども課長、坂本学校総務課主査
議案	・費用弁償のあるつくばみらい市非常勤特別職の報酬及び費用弁償 について
議案概要	・開会 午前9時30分～ ・委員紹介 ・会長あいさつ ・審議 事務局は、審議会に提出した関係資料について、詳細に説明を行った。 【質疑等】 委員 確認ですが、費用弁償は「支給しない」ということでしょうか。 事務局 前回の審議会において、支払方法についてご審議いただき、費用弁償は「支給しない」とする方向となりましたので、それを踏まえ資料を作成しています。 委員 報酬額が試算表では、180,000円または200,000円とあるが、この額は近隣自治体などを参考にしたのか。 事務局 近隣市の1回あたりの報酬額や当市と同じつくば医師会を構成するつくば市の報酬額を参考にしている部分はあります。併せて、費用弁償については20,000円とありましたので、その分を報酬に上乘せするという点も踏まえております。 会長 医師と歯科医師の報酬額についてはこれまで差があるが、この点についてはいかがか。同額でよろしいか。

	<p>委員 業務内容の項目に違いはあるようだが、明確な業務の違いが分からないので、同額でよいと思う。</p> <p>一同 異議なし。</p> <p>会長 産業医の報酬についてはいかがか。</p> <p>事務局 産業医については茨城県医師会において示されている基準額がありますが、茨城県医師会に確認したところ、この基準はあくまで基準であり、最終的には各自治体の判断と回答をいただきました。現状、この基準を適用している自治体はなく、あくまで近隣自治体や現状を踏まえて試算しました。</p> <p>委員 事務局としての案はあるか。</p> <p>事務局 資料3を見ていただきたいと思います。</p> <p>医師につきましては、試算2。報酬額については、200,000円、これまでの年額報酬額に平均的な費用弁償部分を含めております。児童加算については、つくば医師会構成市であるつくば市においても200円であり、同額としています。あわせて、これまで費用弁償によって報酬に差が出ている部分がありましたので、児童生徒数によって公平性という部分がどうなのかというご意見もありましたので、その部分については、児童生徒数が多い医師については加算があってもいいのではないかと考え、201名以上については1.5倍の300円と試算し、受け持つ児童生徒数に応じて公平性と言いますか、バランスが取れるような形となります。</p> <p>歯科医師については、先ほど各委員からご意見がありました同額でいいのではないかとありましたので、医師と同条件となりますと試算3となります。</p> <p>薬剤師についてですが、医師及び歯科医師においてはつくば医師会構成市のつくば市の報酬額を参考にしている部分があり、同じように考えた場合、つくば市における薬剤師の報酬額は、年額72,000円に費用弁償となっております。そこに近い報酬額となると、試算4が適当かと思えます。現在の1回あたりの報酬額と比較した場合には、非常に増加が大きいと考えられる部分もありますが、統一的な構成医師会の比較という部分も総合的に考えますと試算4にせざるを得ないと考えます。</p> <p>産業医につきましては、近隣自治体の報酬額においても1回あたりの報酬額が50,000円前後とありますので、その点を踏まえ試算2の年額報酬480,000円、</p>
--	--

	<p>従事日数が増えたとしても他自治体の1回あたりの報酬額と遜色ないものと考えます。</p>
委員	<p>薬剤師と産業医、何人と契約しているのか。</p>
事務局	<p>産業医については、市長部局で1名、教育委員会部局で1名となっています。薬剤師については、令和5年度において9名となっております。薬剤師については、複数校を担当している方もいます。</p>
会長	<p>事務局から案が示されたが、いかがか。</p>
委員	<p>費用弁償については、前回の審議会で「支給なし」とした。報酬額についても、近隣自治体との比較や各条件から設定した部分と、もう一つ、これまで支給していた報酬額を下げることは現実には無理であり、そういう観点からすると事務局案に賛成。</p>
委員	<p>基本的に賛成だが、全体的に報酬額が増加することになるが、全体でどれくらい増額となるか。</p>
事務局	<p>試算においては、約2,460,000円程度の増加が見込まれます。</p>
委員	<p>今の時代の流れから言っても、増加することは仕方ないことだと思う。</p>
委員	<p>報酬額の総支給額としては、いくらだったのか。</p>
事務局	<p>決算額としては、13,000,000円弱となります。この部分については、児童生徒数等によって若干の違いは出てくると思いますが、あくまでも現行の数字を基にした場合とご理解ください。</p>
会長	<p>医師については試算2、歯科医師については試算3、薬剤師については試算4、産業医については試算2ということによろしいか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
会長	<p>市医及び市歯科医については、現在、委嘱をしていない。乳幼児健診等においては、業務委託という形で、日額25,000円の報酬額で対応しているとのこと。その点について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>市医及び市歯科医については、合併前には、医師の数も少ないという状況もあったと思いますので、それぞれ1名の医師に委嘱していた状況があったと思います。現在においては多くの医師の方がおりますので、1人の医師ではなく、多くの医師の方々に乳幼児健診等を業務委託という形で対応しているのが現状です。今後についても、この職について委嘱する必要はない部分でもありますが、</p>

	<p>諮問の中に含まれますのでご審議いただきたいと思いま す。現状、業務委託として月額25,000円とありま すので、同額とさせていただいてよろしいか。委嘱しな い職をそのままにしているのかという部分もあろう かと思しますので、その点も含めご審議いただければと 思います。</p> <p>委員 現状、委嘱していない。また、この先も委嘱しないので あれば、条例からも外すべきと思う。</p> <p>会長 報酬については、月額25,000円よろしいか。</p> <p>一同 異議なし。</p> <p>閉会 午前10時20分</p>
<p>そ の 他</p>	<p>傍聴人 0人</p>